

沖縄における
海上保安の現況

昭和61年8月

第十一管区海上保安本部

沖縄県立図書館



1005821705

17

9

目 次

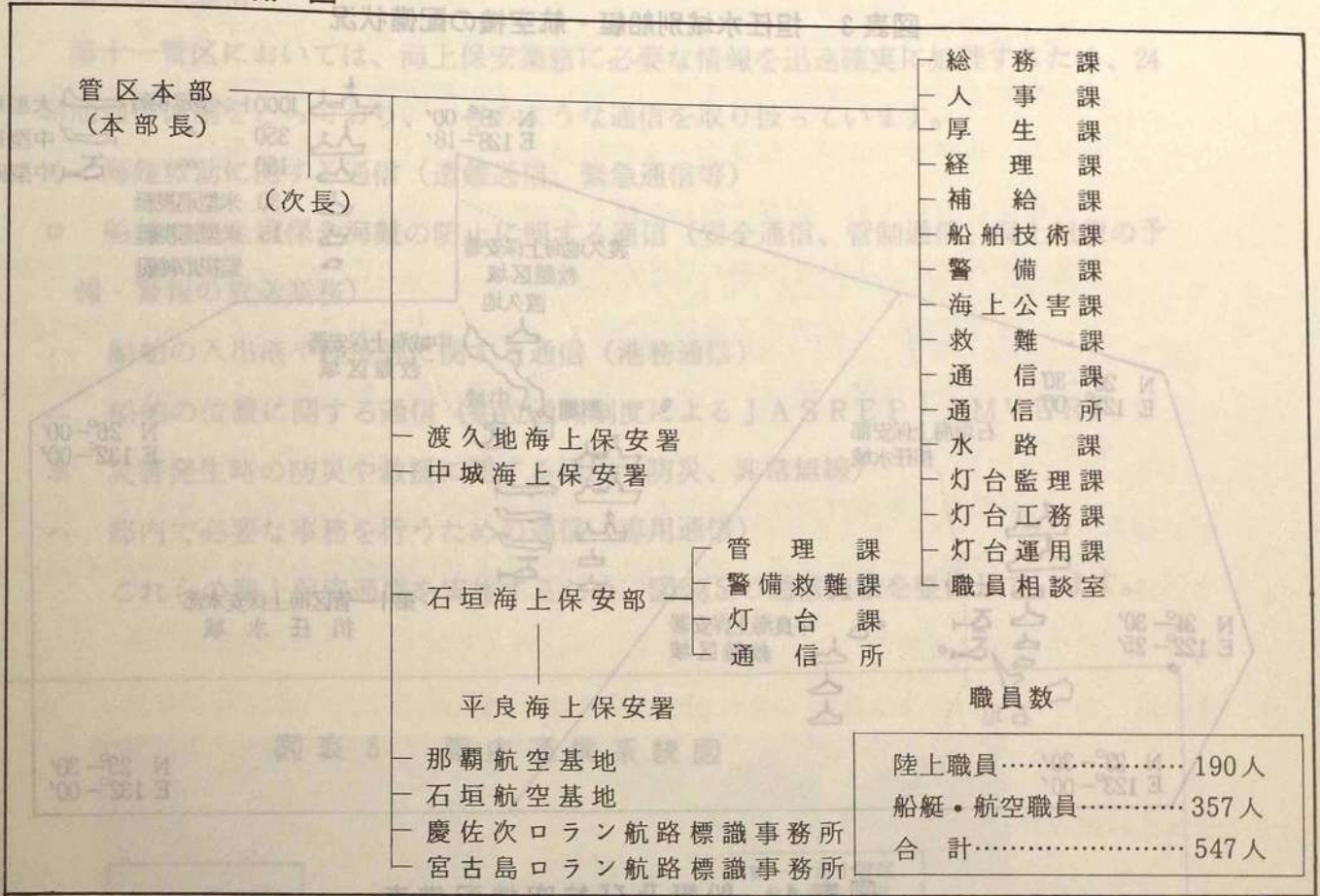
第1章 管内の概況と海上保安体制	1
1 管内の概況	1
(1) 区域と自然環境	1
(2) 港湾	1
(3) 海上交通	1
2 海上保安体制	2
(1) 組織	2
(2) 船艇及び航空機	2
(3) 航路標識	2
(4) 海上保安通信	5
(5) 国際技術協力	6
第2章 海上治安の維持	7
1 領海及び周辺海域の警備	7
(1) 領海警備	7
(2) 外国の海洋調査船に対する警備	9
(3) 漁業水域内での外国漁船の監視取締り	10
2 海上犯罪の取締り	12
(1) 海事関係法令の違反	13
(2) 漁業関係法令の違反	13
(3) 刑法犯	14
(4) 海上公害関係法令の違反	14
3 海上の警備	14
4 主要事件	15
第3章 海難救助と海上交通の安全確保	18
1 海難の発生状況	18
2 海難の救助状況	22
3 急患輸送の状況	23
4 海難の救助	24

(1) 海難情報の収集	24
(2) 海難救助体制	26
(3) 洋上救急医療体制	26
(4) SAR条約への加入と海上保安の対応	27
5 海上交通の安全確保	28
(1) 港内における安全対策	28
(2) 各種船舶の安全対策	29
6 海難防止思想の普及	31
7 主要事件	32
第4章 海上防災体制	33
1 海上災害の現状	33
2 自然災害対策	33
3 流出油等の防除対策	34
(1) 原因者側の体制	34
(2) 第十一管区の体制	35
(3) 関係機関との協力	35
4 海上消防対策	35
(1) 原因者側の体制	35
(2) 第十一管区の体制	36
5 大型タンカーバースの防災対策	36
6 海上災害防止センター	36
7 課題	38
流出油防除体制の強化	38
第5章 海洋汚染の現状と防止対策	39
1 海洋汚染の現状	39
(1) 種類別汚染の状況	41
(2) 排出源別汚染の状況	41
(3) 原因別汚染の状況	41
2 廃棄物の海洋への排出状況	42
3 海洋汚染の調査	43

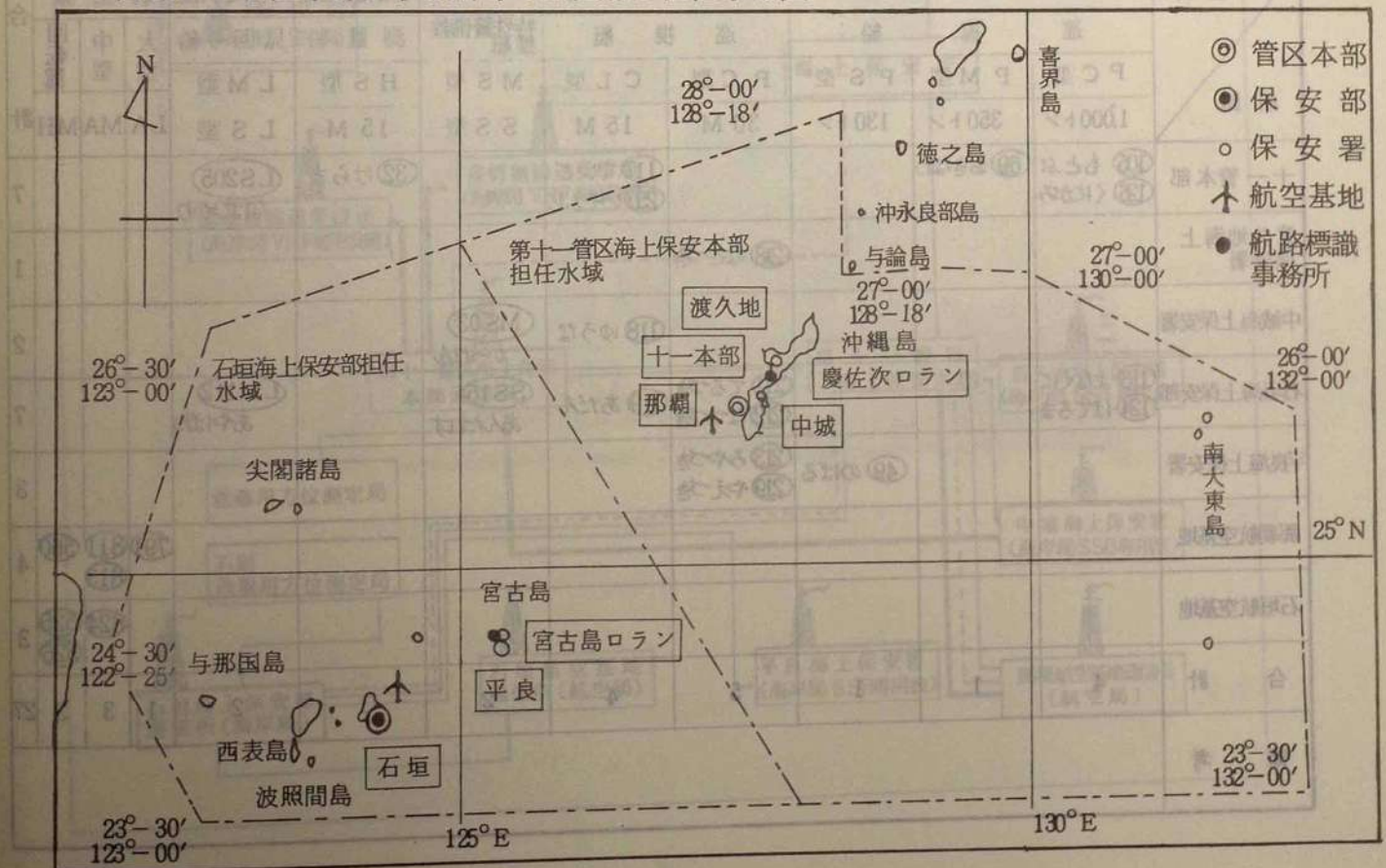
(1) 廃油ボールの漂流・漂着状況調査	43
(2) 臨海特定事業場の排出水調査	44
(3) 沈船・廃船の調査	44
4 海洋汚染の監視取締り	44
5 海洋汚染の防止指導	45
6 課題	46
外国船舶による海洋汚染の防止対策	46
第6章 海洋調査と情報の提供	47
1 海洋調査	47
(1) 水路測量	47
(2) 海流観測	48
(3) 沿岸海象の調査	49
(4) 港湾調査	51
2 海洋情報の提供	51
(1) 海洋情報	51
(2) 船舶交通安全情報	53
3 水路図誌の整備	54
(1) 海図	54
(2) 水路書誌等	54
第7章 航路標識の現状と整備	57
1 航路標識の現状	57
(1) 航路標識の種類と基数	57
(2) 航路標識の管理状況	62
(3) 許可標識	62
2 航路標識の整備	63
(1) 航路標識の新設	63
(2) 航路標識の改良改修	64
3 課題	65
浮標式の変更	65

図表59	航路標識の有効範囲図（沖縄本島周辺海域）	61
図表60	航路標識の有効範囲図（宮古、八重山周辺海域）	61
図表61	航路標識管理状況	62
図表62	新設航路標識位置図	63
図表63	航路標識基数の推移（56年度～60年度）	64
図表64	新設航路標識基数の推移（56年度～60年度）	64
<p>（昭和30～35）専断の海路標識設置の状況</p>		
年表	（60年）	66
<p>第十一管区内の沿革及び事務所</p>		
1	（昭和30～35）専断の海路標識設置の状況	68
2	（昭和36～40）専断の海路標識設置の状況	68
3	（昭和41～45）専断の海路標識設置の状況	68
4	（昭和46～50）専断の海路標識設置の状況	68
5	（昭和51～55）専断の海路標識設置の状況	68
6	（昭和56～60）専断の海路標識設置の状況	68
7	（昭和61～65）専断の海路標識設置の状況	68
8	（昭和66～70）専断の海路標識設置の状況	68
9	（昭和71～75）専断の海路標識設置の状況	68
10	（昭和76～80）専断の海路標識設置の状況	68
11	（昭和81～85）専断の海路標識設置の状況	68
12	（昭和86～90）専断の海路標識設置の状況	68
13	（昭和91～95）専断の海路標識設置の状況	68
14	（昭和96～00）専断の海路標識設置の状況	68
15	（平成01～05）専断の海路標識設置の状況	68
16	（平成06～10）専断の海路標識設置の状況	68
17	（平成11～15）専断の海路標識設置の状況	68
18	（平成16～20）専断の海路標識設置の状況	68
19	（平成21～25）専断の海路標識設置の状況	68
20	（平成26～30）専断の海路標識設置の状況	68
21	（平成31～35）専断の海路標識設置の状況	68
22	（平成36～40）専断の海路標識設置の状況	68
23	（平成41～45）専断の海路標識設置の状況	68
24	（平成46～50）専断の海路標識設置の状況	68
25	（平成51～55）専断の海路標識設置の状況	68
26	（平成56～60）専断の海路標識設置の状況	68
27	（平成61～65）専断の海路標識設置の状況	68
28	（平成66～70）専断の海路標識設置の状況	68
29	（平成71～75）専断の海路標識設置の状況	68
30	（平成76～80）専断の海路標識設置の状況	68
31	（平成81～85）専断の海路標識設置の状況	68
32	（平成86～90）専断の海路標識設置の状況	68
33	（平成91～95）専断の海路標識設置の状況	68
34	（平成96～00）専断の海路標識設置の状況	68
35	（令和01～05）専断の海路標識設置の状況	68
36	（令和06～10）専断の海路標識設置の状況	68
37	（令和11～15）専断の海路標識設置の状況	68
38	（令和16～20）専断の海路標識設置の状況	68
39	（令和21～25）専断の海路標識設置の状況	68
40	（令和26～30）専断の海路標識設置の状況	68

図表1 組織図



図表2 管区本部の事務所等の配置及び担任水域図



第2章 海上治安の維持

1 領海及び周辺海域の警備

(1) 領海警備

イ 領海侵犯船の取締り

海邦沖縄の島々は四方を海で囲まれています。海岸から仲合12海里（約22キロメートル）までが領海です。領海は、基本的には領土と同じです。領海においては、外国船舶の無害通航権は認められていますが、我が国の許可がなければ漁業を行ったり正当な理由がないのに停泊するなどの不法行為をすることは許されていません。

領土と同じく、領海を守ることは、国の主権を守ることであり、極めて重要な仕事です。第十一管区は、巡視船艇や航空機によって昼夜の別なく、領海内を航行する外国船舶を監視しています。そして、不法行為をしている外国船舶を発見したとき直ちに警告を与えて領海外へ退去させたり、また、悪質なものについては、検挙するなどの取締りを実施しています。

このような、第十一管区の嚴重な領海警備にもかかわらず、領海侵犯船はあとを絶たない状況であり、60年には148隻の外国船舶が領海を侵犯しました。そしてこのうち悪質なもの5隻を検挙しました。

これを海域別にみると次のとおりです。

(イ) 尖閣諸島

尖閣諸島の周辺海域においては、多数の台湾漁船や中国漁船が操業しています。

このため、この海域には、常時大型巡視船を配備するとともに航空機による監視を行っています。特に毎年3月末から5月中旬にかけては、多数の中国底曳漁船が領海近くまで接近して操業しますので、巡視船を増強して監視体制の強化を図っています。

60年には、尖閣諸島周辺の領海内に侵入して漁業を行ったり、または、はいかいした106隻の侵犯船を確認し、領海外に退去させました。このうち、1隻は韓国貨物船でしたが、その他はすべて台湾漁船です。

(ロ) 沖縄群島、宮古・八重山列島

沖縄群島、宮古・八重山列島周辺の領海内でも、時おり外国漁船が侵入し操業をするなどの領海侵犯を行っています。

60年には「はえ縄漁業」を目的とした台湾漁船42隻の領海侵犯を確認して領海外に退去させましたが、このうち悪質なものを5隻については「外国人漁業の規制に関する法律」違反で検挙しました。

図表6 領海侵犯状況 (60年)

(単位：隻)

領域	区分	不法操業	停泊・徘徊等	合計
尖閣諸島		44	62 (1)	106 (1)
宮古・八重山列島		5	25	30
沖縄群島		1	11	12
	計	50	98 (1)	148 (1)

(注) ()内は韓国船を再掲。その他はすべて台湾船。

図表7 領海侵犯船と検挙状況の推移 (56年～60年)

(単位：隻)

内訳	年	56	57	58	59	60
領海侵犯船		153	149	131 (6)	137 (4)	148 (1)
検挙		2	10	7	11	5

(注) 58年()内は中国船、59年()内は韓国船及びソ連船、60年()内は韓国船を再掲。その他はすべて台湾船。

領海侵犯漁船の取締り



ロ 緊急入域船に対する警備

台風等の悪天候を避けるため、または、機関が故障するなどの海難のため、あるいは航海中に急病人が発生した場合などの緊急事態を理由に、60年には475隻が緊急入域船として領海内に入ってきました。

第十一管区は、これらの外国船舶に対して、必要な救援を行うとともに緊急入域する正当な理由があるかどうかを調査しています。緊急入域の目的を果たしたものと緊急入域要件に当てはまらないものについては、速やかに領海外へ退去させ、我が国の領海を守っています。

図表 8 緊急入域船の状況 (60年)

(単位：隻)

理由 \ 国名	台湾	パナマ	フィリピン	韓国	インドネシア	ソ連	マレーシア	その他	合計
荒天を避けるため	382	30	10	6	6	5	5	6	450
海難のため	5	4	2	1					12
急病人発生のため	4					1			5
修理補給のため	2	4	2						8
計	393	38	14	7	6	6	5	6	475

(2) 外国の海洋調査船に対する警備

我が国の周辺海域においては、外国の海洋調査船による海底資源等の調査が活発に行われています。沖縄県の周辺海域も例外ではありません。

我が国の海岸から沖合にかけて比較的浅い、棚状をしている水深200メートルまでの海底を一般に大陸棚と呼んでいますが、この大陸棚については、領海の外側であっても海底資源等の調査について、沿岸国の管轄権が国際的に認められています。

従って、我が国の大陸棚で外国が海底資源等の調査を行うためには、我が国の同意が必要です。我が国の同意もなく外国船舶がこれらの調査を行うことを防ぐため、第十一管区においては、沖縄県周辺の大陸棚海域を巡視船艇や航空機で監視警戒を行っています。

60年には、この海域において、外国海洋調査船13隻を確認し、追尾警戒などの動静監視を行って、我が国の権益保護に努めました。

外国海洋調査船の監視



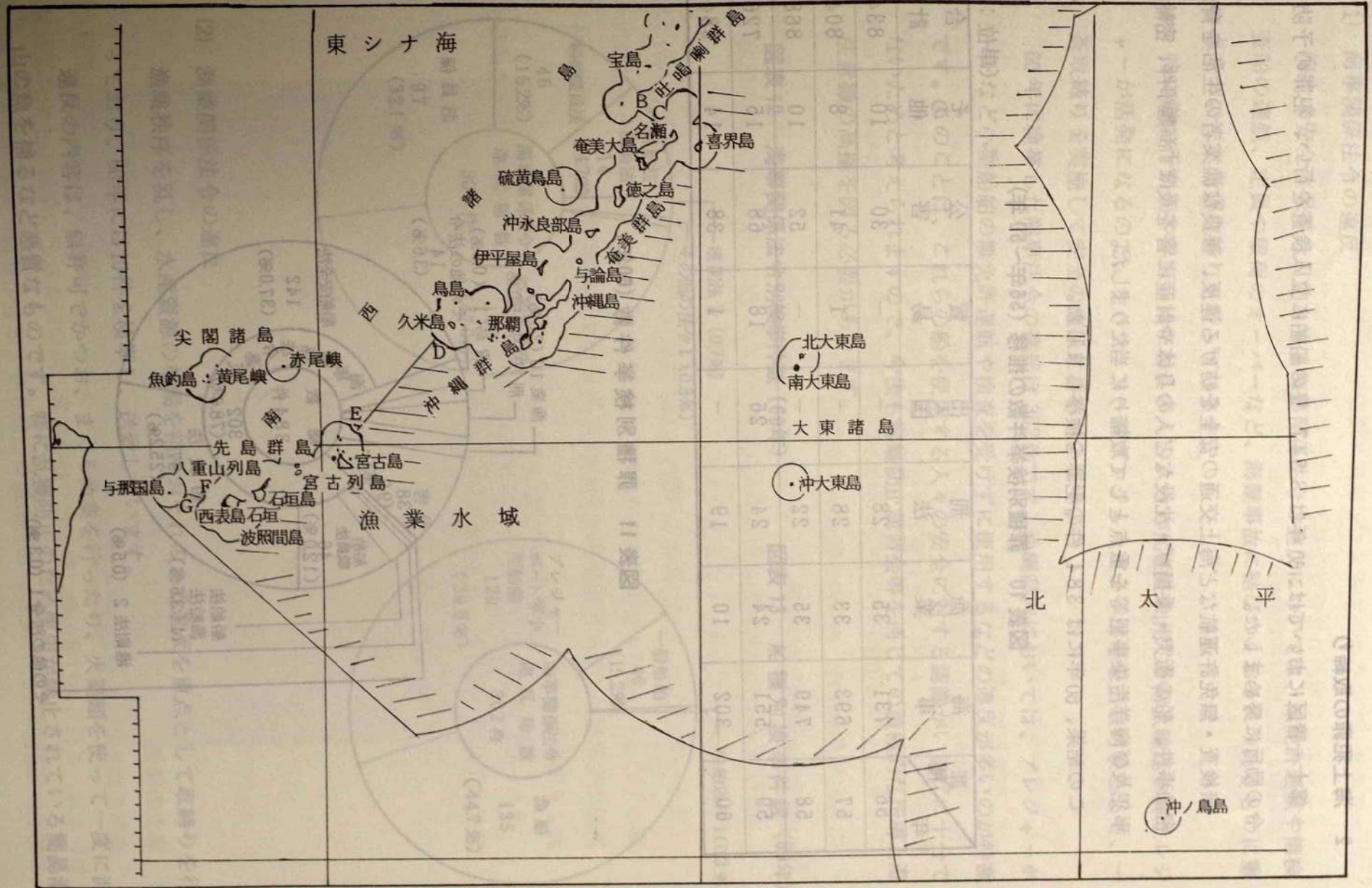
(3) 漁業水域内での外国漁船の監視取締り

我が国の海岸から沖合200海里（約370キロメートル）までの漁業水域内においては、「漁業水域に関する暫定措置法」により、我が国の許可を受けなければ外国漁船は操業を行うことはできません。

外国人による我が国の漁業水域内での不法な操業は、漁業秩序を乱し、資源の枯渇につながるだけでなく、我が国の管轄権をも不当に侵す重大なことから、第十一管区としては、巡視船艇、航空機を効率的に運用し、広大なこの海域での監視取締りを行っています。

60年には、はえ縄漁業、珊瑚漁業を目的とした台湾漁船38隻の不法な操業を発見したので、これらについては嚴重警告の上、漁業水域外へ退去させています。

図表9 領海及び漁業水域図

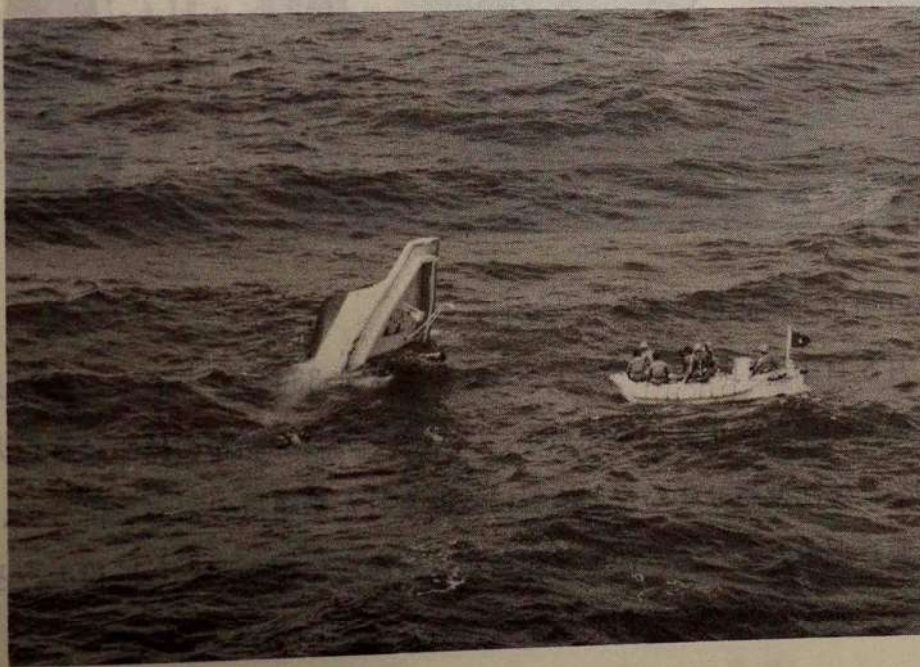


4 主要事件

(1) 第一豊漁丸衝突逃走事件

60年4月7日沖縄県久米島北西74海里（137キロメートル）沖において、船首部分を海面上に出して漂流中の第一豊漁丸（17総トン）を付近にて操業中の漁船が発見、第十一管区に通報してきました。第十一管区においては、情報を入手するや、航空機及び巡視船2隻を現場に急行させ付近海域及び船内の捜索を実施、また行方不明者5人については、25日間にわたり尖閣諸島周辺から奄美大島に至る海域を延べ巡視船艇150隻、当庁航空機延べ54機、海上自衛隊機延べ8機を投入捜索を実施しましたが、手掛りはまったくつかめず5月1日日没をもって専従捜索を打ち切ることになりました。一方、第一豊漁丸船体を陸上に揚げ実況見分をしたところ、衝突したことが判明、悪質なあて逃げ事件として第一豊漁丸衝突逃走事件捜査本部を設置して、衝突加害船舶について全国に手配中のところ、香川県坂出港に入港中のリベリア船籍LPGタンカー、ワールド・コンコルド号（3万9千総トン）をわりだしましたが調査の結果、衝突位置が公海上であると判断されたため、公海に関する条約により我が国に刑事裁判管轄権がないとの結論に達し、5月1日外務省を通じリベリア、韓国に通報するとともに第一豊漁丸衝突逃走事件捜査本部を解散しました。

船首部を出して漂流中の第一豊漁丸



(4) 土つきレイシ苗木密輸入事件

地元新聞に「カーフェリーで台湾から土つきレイシが密輸入されている。」との報道があり内偵を進めましたところ、台湾人夫婦が沖縄県中頭郡北中城村内にて園芸業を営む者に依頼され、土つきレイシ苗木99本を持ち込んだことが判明しましたので、60年9月24日台湾人男性を植物防疫法違反で通常逮捕のうえ身柄付き送致するとともに、その妻と園芸業者も同法違反及び教唆にてそれぞれ検挙しました。

(5) 台湾漁船による領海侵犯操業事件

60年2月2日、石垣海上保安部与那国駐在官が与那国島東崎約700メートル沖合のリーフ付近にて、台湾漁船が爆発物を使用し密漁しているのを現認しましたので航空機と巡視艇が協力して捕捉のうえ、船長を外国人漁業の規制に関する法律違反で緊急逮捕しました。密漁に使用した爆発物は通称ラムネ弾といわれるもので、カーバイドが水分を吸収すると急激に膨張するのを利用して、ガラス瓶に詰め密封のうえ爆発させていたことが判明しましたので、外規法違反及び水産資源保護法違反についても立件送致しました。

(6) 漁船第55喜久丸船内暴行及び船長脱船事件

60年3月22日尖閣諸島黄尾嶼の北東海域付近において操業中の長崎県船籍底曳網漁船第55喜久丸船内において、同船船長が甲板員に出刃包丁で脅かされ、翌23日未明膨張式筏にて脱出漂流中のところを巡視船に救助されました。取調べの結果、船長の仕事の割振り等に腹を立てた甲板員が出刃包丁を振りかざし脅したことを自供しましたので、同人を暴力行為等処罰に関する法律違反容疑で通常逮捕するとともに、船長に対しても緊急避難に該当しないことから船員法違反（在船義務）にて検挙しました。

図表36 海洋汚染発生地点図 (60年)

